

第 1 1 回名立区地域協議会 次第

日時：平成 31 年 2 月 18 日（月） 午後 6 時 30 分から
場所：名立区総合事務所 2 階第 2 会議室

1 開 会

2 報告事項

- (1) シーサイドパーク名立 開設日の変更について
(観光振興課)

資料No. 1

- (2) ろばた館 利用時間の変更について
(農村振興課)

資料No. 2

- (3) 名立の子どもを守り育む会の事業評価委員の選出について

資料No. 3

3 協議事項

- (1) 平成 3 1 年度上越市地域活動支援事業名立区採択方針等の決定に
について

資料No. 4 ~ 9

4 その他事項

- (1) 平成 3 0 年度第 1 2 回地域協議会の開催予定

平成 3 1 年 月 日 () 午後 時 分から

5 閉 会

シーサイドパーク名立 開設日の変更について

1 変更理由

シーサイドパーク名立の夏休み期間中の平日の利用状況を踏まえ、平成 31 年度から下記のとおり開設日を変更します。

2 変更内容

| 項目 | 現 行 | 平成 31 年度から |
|-------|---|--|
| 開設期間 | 4 月下旬から 10 月 31 日まで | 変更なし |
| 開設日 | 土、日、祝日 夏休み期間中（7/25～8 月第 4 日曜日）は、火曜日を除く 毎日 | 土、日、祝日 夏休み期間中（7/25～8 月第 4 日曜日）は、 金～日曜日・祝日及びお盆期間中 |
| 開設時間 | 9 時～17 時 | 変更なし |
| 管理人配置 | 開設日：8～12 人 前日準備：3～4 人 | 変更なし |

3 夏休み期間中の施設利用状況

| 年 度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 期間中利用者数 | 2,690 人 (100.0%) | 2,807 人 (100.0%) | 2,407 人 (100.0%) |
| 月～木曜日利用者数 ※お盆を除く | 559 人 (20.8%) | 459 人 (16.4%) | 330 人 (13.7%) |
| 金～日曜日・祝 日利用者数 ※お盆を除く | 854 人 (31.7%) | 964 人 (34.3%) | 425 人 (17.7%) |
| お盆利用者数 | 1,277 人 (47.5%) | 1,384 人 (49.3%) | 1,652 人 (68.6%) |

・過去 3 か年の夏休み期間中の月曜日から木曜日までの利用者数が、期間中利用者全体の 2 割程度であり、その数は、年々減少しています。

4 平日利用

夏休み期間の平日に団体利用希望がある場合は、団体活動に必要な人員を配置します。

5 利用者への周知

市ホームページ、広報上越等で周知します。

6 運用開始日

平成 31 年 4 月

ろばた館利用時間の変更について

1 変更後の利用時間

| ※変更前 (H27～試行) | 変 更 後 |
|--|--|
| (1)利用時間 ・午前9時から午後9時まで(火曜日から木曜日にあつては、午後7時まで) ・ <u>12月から2月の金・土・日曜日</u> は午後7時まで | (1)利用時間 ・午前9時から午後9時まで(火曜日から木曜日にあつては、午後7時まで) ・ <u>11月から4月の金・土・日曜日</u> は午後7時まで |

<参考：条例の規定>

(1)午前9時から午後9時まで(火曜日から木曜日にあつては、午後7時まで)

2 変更開始時期

平成 31 年度から

3 変更理由

○管理運營業務内容の見直しについて受託者である「柵ゆめ企画名立」と協議する中で、11月から4月の間の利用時間を短縮することが可能と考えられ、経費の削減効果が期待できるため。

4 変更に伴う影響及び対応等

○ろばた館では、平成 27 年度の冬期から利用時間短縮及び休館日増設を行っている。これまで、利用者から苦情もなく、また利用実態からも、11月及び4月の利用時間を短縮しても、大幅な利用者のサービス低下にはつながりにくいと考えられる。

○現在の管理運營業務受託者「柵ゆめ企画名立」とは10月頃から協議をし、内諾を得ている。

○利用時間の変更を周知する文書を館内に掲示するとともに、広報上越、名立区広報紙「しずく」、及び市ホームページに掲載して周知する。

【参考】ろばた館 時間帯別入館者数(4月、11月、3月の金・土・日) (単位：人)

| | 8～11時 | 11～13時 | 13～15時 | 15～17時 | 17～19時 | 19～21時 | 合計 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| H27 | 634 | 447 | 329 | 394 | 355 | 62 | 2,221 |
| | 29% | 20% | 15% | 18% | 16% | 3% | |
| H28 | 433 | 364 | 181 | 318 | 298 | 96 | 1,690 |
| | 26% | 22% | 11% | 19% | 18% | 6% | |
| H29 | 484 | 353 | 218 | 348 | 277 | 94 | 1,774 |
| | 27% | 20% | 12% | 20% | 16% | 5% | |

平成31年2月7日

名立区地域協議会
会長 塚田 正 様

名立の子どもを守り育む会
会長 石井 浩順

評価委員の推薦について（お願い）

日頃より、当会の運営にあたりご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。
さて、当会規約に基づき開催する評価委員会を3月に計画しており、昨年同様に貴会の委員より評価していただきたいと思っております。

つきましては、下記のとおり評価委員を選出のうえ、当会事務局へ報告くださるようお願いいたします。

記

- 1 選出人数 4名
- 2 委 嘱 選出していただいた方を評価委員として当会で委嘱します。
- 3 委員会日時 平成31年3月11日～15日の間の一日 午後7時～(予定)
※日時については、選出された評価委員と調整します。
- 4 報告期限 平成31年3月1日(金)

【参考：名立の子どもを守り育む会規約の抜粋】

(評価委員会)

- 第13条 評価委員会は、会長が招集して年1回以上開催し、本会の活動全般を検証し評価する。
- 2 検証し評価した結果は、総会に報告しなければならない。
- 3 評価委員には、名立区地域協議会委員から4名選出し、委嘱する。

■連絡先

名立の子どもを守り育む会 事務局
(名立区教育・文化グループ内) 笠原・小林
TEL：537-2126 FAX：537-2973

地域活動支援事業の名立区地域協議会における検討結果

| NO. | 項目 | 回答又は参考情報 |
|-----|--|--|
| 1 | 地域協議会名 | ・名立区地域協議会 |
| 2 | 見直し検討対象の項目について | |
| | (1)「地域課題の解決に向けて、(採択方針)精査が必要がある」等を対象とする地域協議会の対応 | <p>[市の案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択方針に、地域で明らかに課題となっている事項(地域課題の解消を急ぐ事業)を分かりやすく表現(追加) (例)「地域自治を担う人材を養成・確保する事業」 「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業」 ・補助金の効果を広く地域に波及するため、「事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業」を原則として補助対象外に整理 ・補助金の効果を直接地域に波及するため、「地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業」を補助対象外に整理 |
| | ①検討の結果 | <input type="checkbox"/> 見直しを行った <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを行わなかった |
| | ②対応の理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・名立区独自の審査項目に地域課題の認識や解消についての項目がある。また、募集要項にも『「身近な地域での課題解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野を問わず対象となる。』と明記されていることから、名立区においては事業として追加する見直しは行わない。 ・「特定の構成員に成果が限られる事業」、「自らの活動によらず貢献を図ろうとする事業」については、基本的に補助の対象としていないため、見直しは行わない。 |
| | ③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載 | <p>(見直し前)</p> <p>・</p> <p>(見直し後)</p> <p>・</p> |
| | (2)「提案団体の自立化に向けた取組は必要」等を対象とする地域協議会の対応 | <p>[市の案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的な適正化に向けて、事業費に対する補助率を見直し |
| | ①検討の結果 | <input type="checkbox"/> 見直しを行った <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを行わなかった |
| | ②対応の理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の解決に一律的な補助率の適応や妥当性が明確にできない経過年数の設定は、提案事業が一過性の取組に留まる恐れもあることから、名立区としてはこれまでどおりの対応とし、見直しは行わない。 |
| | ③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載 | <p>(見直し前)</p> <p>・</p> <p>(見直し後)</p> <p>・</p> |
| | (3)「新規案件の掘り起しに向けた取組が必要」等を対象とする地域協議会の対応 | <p>[市の案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案団体が新たな事業を創出する誘因となるよう、同じ事業を連続して提案・採択する場合の補助率を見直し |
| | ①検討の結果 | <input type="checkbox"/> 見直しを行った <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを行わなかった |
| | ②対応の理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・年制限についてはこれまでも議論を重ねてきており、当協議会の見解は継続事業でも引き続き支援を行えるよう、平成26年度に3年間の継続期限を撤廃した経過もあることから、補助率についても見直しは行わない。 |
| | ③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載 | <p>(見直し前)</p> <p>・</p> <p>(見直し後)</p> <p>・</p> |

| NO. | 項目 | 回答又は参考情報 |
|-----|--|---|
| | <p>(4)「(ソフト活動を支援の主な対象と考える)基準を明確にし、全市一律に見直すことが適当」等を対象とする地域協議会の対応</p> <p>①検討の結果</p> <p>②対応の理由</p> <p>③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載</p> | <p>[市の案] ・各区で基準を明確にするとともに、基準の案として特定の科目に係る事業費上限割合制を導入</p> <p><input type="checkbox"/> 見直しを行った <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを行わなかった</p> <p>・地域特性、地域資源をいかす事業であれば、ハード整備を含むものでも認めている。逆にハード整備に明確な理由や継続的な使用が見込めないものについては認めておらず、事業費100万円までの上限を設定していることから、今回は見直しを行わない。</p> <p>(見直し前) . (見直し後) .</p> |
| | <p>(5)「追加募集実施に当たっての統一基準が必要」を対象とする地域協議会の対応</p> <p>①検討の結果</p> <p>②対応の理由</p> <p>③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載</p> | <p>[市の案] ・各区で検討の上、追加募集を廃止</p> <p><input type="checkbox"/> 見直しを行った <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを行わなかった</p> <p>・名立区では、新年度早々の提案募集となることから、新体制となった団体では提案内容が整理できないうちに締切期限となる場合や提案をためらう団体が存在する。地域協議会にとっては負担が増えるが、地域課題の解消や地域活力の向上を図るため、追加募集を行うことは意義があると考えことから、追加募集は廃止しない。</p> <p>(見直し前) . (見直し後) .</p> |
| | <p>(6)「提案団体と関わりの強い委員がその事業の審査に関わるかの判断について、全市的に共通するルールを設定することが適当」を対象とする地域協議会の対応</p> <p>①検討の結果</p> <p>②対応の理由</p> <p>③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載</p> | <p>[市の案] ・各区で取扱いを検討するが、提案団体と案件を審査する委員の関係性を整理</p> <p><input type="checkbox"/> 見直しを行った <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを行わなかった</p> <p>・名立区審査方針では「委員が事業提案団体等の役員の場合は、その提案事業の審査から外れるものとする。」と明記しており、実際に審査からも外れていることから、見直しは行わない。</p> <p>(見直し前) . (見直し後) .</p> |
| 3 | <p>上記2以外(見直し検討対象以外)の見直しについて</p> <p>①見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載</p> <p>②見直しを行った理由</p> | <p>次代を担う子どもたちの郷土愛を育むことにも審査の視点を置き、将来に向けて本事業の取組(有効性)をつなげていく必要がある。 →名立区が目指す将来像として当然含まれるもので、これまでも審査の視点を置き採択していることから、事業として採択方針に追加することはしない。</p> <p>(見直し前) . (見直し後) .</p> <p>.</p> |
| 4 | <p>見直しの検討過程について</p> <p>①検討で苦慮した点について (自由記述)</p> <p>②地域協議会での主体的な見直しに向けて検討したい事項について (自由記述)</p> <p>③上記②を実現するために、市の協力を得たい事項について (自由記述)</p> | <p>・市の見解を上回る、見解よりも厳格に対応している項目もあり、今までに名立区で議論し構築してきた採択方針や採択してきた事業の経緯などを考慮すると、市の見解どおりに見直すこと、見解に近づけることができないものが多い。</p> <p>.</p> <p>.</p> |

平成31年度上越市地域活動支援事業名立区審査方針（案）

この方針は、上越市地域活動支援事業を採択するにあたり、名立区地域協議会で審査する際に必要な事項を定める。

1 名立区地域協議会の事業審査等の内容

名立区総合事務所長から審査依頼を受けた提案事業の採択の可否等について、地域協議会で審査を行う。

- (1) 提案事業の審査
- (2) 審査結果に基づく採択事業の優先順位付け
- (3) 優先順位に基づく補助事業費の調整
- (4) その他審査に関連する事項

2 採択方針

名立区の地域特性・地域資源である豊かな自然の恵み（不動山～名立川～日本海のラインを縦軸とし、その周辺に広がる豊かな自然）をいかし、名立区が目指す将来像である「だれもがいつまでも住みよいまちづくり」に向けて、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を採択する。

<地域特性・地域資源の視点>

「地域特性・地域資源」とは、自然環境にとどまらず、歴史文化、教育、産業、交通など、名立区の有する地域の特徴や魅力全体を指すものであり、そうしたものをいかす事業として下記の事業区分にあるような取組みが挙げられる。

| 事業区分 |
|-------------------------|
| 1.地域特性、地域資源をいかしたまちづくり事業 |
| 2.景観形成、生活環境の向上事業 |
| 3.安全安心な地域づくり事業 |
| 4.健康・福祉の充実事業 |
| 5.教育・文化・スポーツ活動の振興事業 |
| 6.自然環境保全事業 |
| 7.地域特性、地域資源をいかした観光振興事業 |
| 8.地域間等との交流事業 |
| 9.その他、名立区の活性化につながる事業 |

3 審査基準

上越市地域活動支援事業の事業提案について、下表の審査基準に基づき審査する。

(1) 全市共通の審査項目

| 審査項目 | 審査基準 | 点数 |
|-------------|--|---------------|
| ①公益性 | <ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 全市的な方向性と合致しているか。 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。 | 5・4・3・2・1・0 点 |
| ②必要性 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の実情や住民要望に対応したものか。 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 緊急性の高い提案事業であるか。 ほかの方法で代替できないものであるか。 | 5・4・3・2・1・0 点 |
| ③実現性 | <ul style="list-style-type: none"> 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 資金調達規模や時期に無理はないか。 | 5・4・3・2・1・0 点 |
| ④参加性 | <ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。 | 5・4・3・2・1・0 点 |
| ⑤発展性 | <ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。 | 5・4・3・2・1・0 点 |
| 小 計 (25点満点) | | ⑦ 点 |

(2) 名立区独自の審査項目

| 審査項目 | 審査基準 | 点数 |
|-----------------|---|---------------|
| ①地域課題 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の課題についての認識はあるか。 | 5・4・3・2・1・0 点 |
| ②地域特性、地域資源の視点 | <ul style="list-style-type: none"> 地域特性、地域資源が何か的確にとらえているか。 | 5・4・3・2・1・0 点 |
| ③地域特性、地域資源の活用方法 | <ul style="list-style-type: none"> 地域特性、地域資源を有効に活用しているか。 | 5・4・3・2・1・0 点 |
| ④事業効果 | <ul style="list-style-type: none"> この事業で何を期待するか。 地域課題の解消につながるものか。 | 5・4・3・2・1・0 点 |
| ⑤名立区の将来像 | <ul style="list-style-type: none"> 将来像とのつながりや整合性があるか。 | 5・4・3・2・1・0 点 |
| 小 計 (25点満点) | | ① 点 |

| | |
|-------------|-------|
| 合 計 (50点満点) | ⑦+① 点 |
|-------------|-------|

- ・5点…優れている
- ・4点…やや優れている
- ・3点…普通
- ・2点…やや劣っている
- ・1点…劣っている
- ・0点…評価に値しない

(3) 採択基準点

提案事業の採択基準点は、審査員の全体の採点の平均点で30点を上回るものとする。

4 補助率及び補助金の交付

(1) 補助金の額

補助金額の下限は5万円、上限を100万円とし、千円単位で交付する（千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）。

(2) 補助率

補助率は、原則的に補助対象事業費の100%とする。

5 その他

(1) 事業実施年度

上越市地域活動支援事業は、当該年度内に事業が完了するものとする。

なお、複数年におよぶ継続事業の場合でも、各年度で事業提案を行い、審査を受けるものとする。

(2) 事業総額が予算を超える場合

採択（予定）事業の補助希望額が予算を超える場合は、地域協議会において予算の範囲内になるように調整する。

(3) 事業の追加募集

採択（予定）事業の補助希望額が予算の範囲内の場合は、事業の追加募集を行うことができる。

(4) 利害関係を有する地域協議会委員の審査除外

提案事業の審査に際し、地域協議会の委員が事業提案団体等の役員の場合は、その提案事業の審査からはずれるものとする。

(5) 事業実施条件等

地域協議会で事業実施内容に条件を付することができる。

(6) 提案者の説明（プレゼンテーション）

地域協議会の審査にあたり、必要に応じて提案者の説明（プレゼンテーション）を実施し、提案者との質疑応答の後、採点を行うものとする。

※ この審査方針は、平成31年 月 日開催の平成30年度第 回地域協議会において策定した。

上越市地域活動支援事業名立区審査方針に関する内規

1 目的

この内規は、上越市地域活動支援事業名立区審査方針に関する詳細な事項について定める。

2 審査方法等について

(1) 提案者の説明（プレゼンテーション）

- ・提案者による事業説明は5分以内、説明後の質疑応答は5分以内とする。
- ・プレゼンテーション前に提案された事業内容の採択にあたり、条件を付けたり、補助金を減額する場合があることを提案者に説明するとともに、提案者から了解を求める。

(2) 基本審査

- ・事業提案書を受け付ける段階で、地域活動支援事業の目的と合致しているか確認していることから、基本審査は行わない。

(3) 全体協議

- ・全市共通審査及び名立区独自審査に関して、採点後にそれぞれの提案事業ごとに委員全体で協議し、点数を確定させて採択等を決定する。
- ・採択の可否決定後に採択条件や不採択理由など、提案者に伝える事項がある場合は具体的な内容について、委員全体で協議する。

(4) 補助金額の調整

- ・採択の結果、助成事業の補助金額の合計が名立区の配分額を超える場合は、採択した全事業について委員全体で協議し、補助金額を決定する。

3 その他

この他に審査に関する必要事項がある場合は、委員全体で協議のうえ定めるものとする。

※ この内規は、平成31年 月 日開催の平成30年度第 回地域協議会において策定した。

平成 31 年度名立区地域活動支援事業の日程等について（案）

1 募集期間、周知方法等

① 募集期間について

- ・ 4 月 1 日（月）～4 月 26 日（金）
 《大型連休 4 月 27 日（土）～5 月 6 日（月）》

② 相談会・説明会について

- ・ 3 月上旬から個別に事前相談を受付（随時）
- ・ 区内活動団体等向けの相談会や説明会の実施は行わない。

③ 周知方法について

- 3 月…事前相談の受付（区だより「しずく」、防災行政無線で周知《下旬》）
- 4 月…名立区募集要項全戸配布
 - …区だより「しずく」で周知
 - …防災行政無線で随時周知
 - …町内会長会議で周知

2 募集締切後のスケジュール

- | | |
|-------------|-----------------|
| 5 月 10 日（金） | 地域協議会委員への事前審査依頼 |
| 5 月 17 日（金） | 事前審査結果提出 |
| 5 月 21 日（火） | 提案団体へ事前確認事項送付 |
| 5 月 25 日（土） | プレゼンテーション、審査 |
| 5 月 28 日（火） | 提案団体へ審査結果を通知 |

[上越市地域活動支援事業 平成31年度実施分 募集要項]

～名立区が目指す将来像～ 「だれもがいつまでも住みよいまちづくり」 の実現に向けて取り組む事業の提案を 募集します!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。

まずはお気軽にご相談ください!!

- ★ 平成31年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。



■募集期間

平成31年4月1日(月)から4月26日(金)まで (必着)

■対象事業

～事業の内容～

- ・団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除きます。）

生活環境の向上や景観づくり、文化やスポーツの振興、安全安心な地域づくり、健康や福祉の向上など「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・政治・宗教活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する事業
- ・国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・市に大規模な施設の設置や開発を求めると行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料の用紙代やコピー代、郵送料等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料など）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代など。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥ その他、対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 平成 32 年 3 月 31 日までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、名立区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■補助金額、補助率及び補助金の交付

《名立区の予算（配分額） 万円》

- ・ 名立区では、助成を受けることができる補助金は5万円以上で、上限は100万円とします。
- ・ 補助率は原則的に補助対象事業費の100%とします。
- ・ 補助金の支払いは、事業が完了し実績報告書を検収した後となりますが、必要に応じて概算払い請求を行うことができます。

- ・ 補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。
- ・ 審査の結果、採択となった場合でも、提案された事業内容に条件を付けたり、補助金を減額する場合があります。

■応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、名立区総合事務所に持参してください。

- ・ 申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、名立区総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・ 応募に必要な様式及びQ&Aは、各総合事務所やまちづくりセンターで配布します。また、市のホームページ（<http://www.city.joetsu.niigata.jp> 「地域活動支援事業」で検索）から様式の電子データをダウンロードすることができます。

■提案事業の審査と決定

- ・ 提案された事業は、名立区地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、必要に応じて提案者の説明（プレゼンテーション）及び質疑応答を行います。
- ・ 事業提案を受け付ける段階で、「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認します。地域協議会では、以下の審査項目と視点により共通審査と名立区独自の審査を行います。
- ・ 名立区における採択方針と審査の項目は次のとおりです。

(1) 名立区の採択方針

名立区の地域特性・地域資源である豊かな自然の恵み（不動山～名立川～日本海のラインを縦軸とし、その周辺に広がる豊かな自然）をいかし、名立区が目指す将来像である「だれもがいつまでも住みよいまちづくり」に向けて、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を採択する。

〈地域特性・地域資源の視点〉

「地域特性・地域資源」とは、自然環境にとどまらず、歴史文化、教育、産業、交通など、名立区の有する地域の特徴や魅力全体を指すものであり、そうしたものをいかす事業として下記の事業区分にあるような取組みが挙げられる。

| 事業区分 |
|--------------------------|
| 1. 地域特性、地域資源をいかしたまちづくり事業 |
| 2. 景観形成、生活環境の向上事業 |
| 3. 安全・安心な地域づくり事業 |
| 4. 健康・福祉の充実事業 |
| 5. 教育・文化・スポーツ活動の振興事業 |
| 6. 自然環境保全事業 |
| 7. 地域特性、地域資源をいかした観光振興事業 |
| 8. 地域間等の交流事業 |
| 9. その他、名立区の活性化につながる事業 |

(2) 審査の項目

〈共通審査の項目と視点〉

| 審査項目 | 審査の視点 |
|------|---|
| ①公益性 | <ul style="list-style-type: none">・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。・ 全市的な方向性と合致しているか。・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。 |
| ②必要性 | <ul style="list-style-type: none">・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。・ 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。・ 緊急性の高い提案事業であるか。・ ほかに方法で代替できないものであるか。 |
| ③実現性 | <ul style="list-style-type: none">・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。 |
| ④参加性 | <ul style="list-style-type: none">・ 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。 |

| | |
|------|--|
| ⑤発展性 | <ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。 |
|------|--|

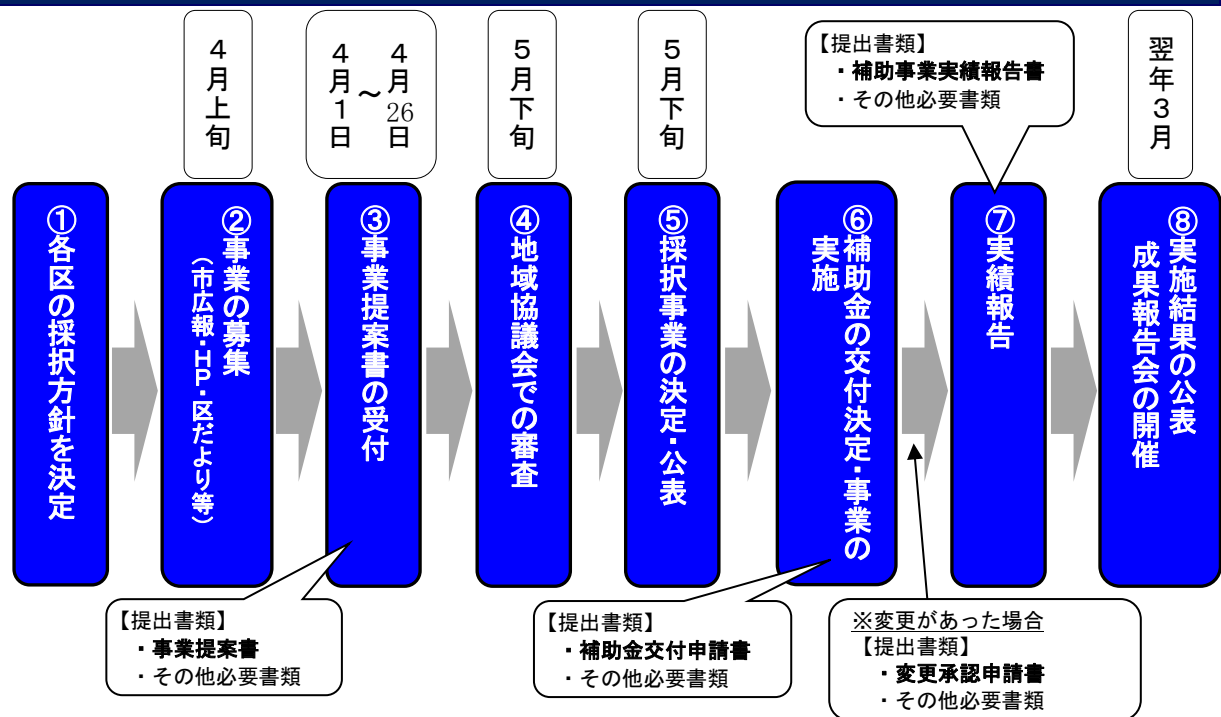
《名立区独自の審査基準の項目と視点》

| 審査項目 | 審査の視点 |
|-----------------|---|
| ①地域課題 | ・地域の課題についての認識はあるか |
| ②地域特性・地域資源の視点 | ・地域特性・地域資源が何か的確にとらえているか |
| ③地域特性・地域資源の活用方法 | ・地域特性・地域資源を有効に活用しているか |
| ④事業効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・この事業で何を期待するか ・地域課題の解消につながるものか |
| ⑤名立区の将来像 | ・将来像とのつながりや整合性があるか |

■事業の紹介・公表

- ・ 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・ また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）



名立区の事業はこちらまでご相談・ご応募ください！

| 地域自治区 | 事務所 | 所在地(電話番号等) |
|-------|-------------------------|--|
| 名立区 | 名立区総合事務所 総務・地域振興グループ | 名立区名立大町 365-1 TEL 025-537-2121 内線 223 FAX 025-537-2973 |

ご応募をお考えの方は、まずはお気軽に名立区総合事務所までご相談ください！！

例えば名立区では過去にこんな事業が採択されています

これまでに、名立区の採択方針である地域特性・地域資源をいかした大小さまざまな事業が実施され、地域の活動や活動団体の活性化に大きく貢献してきました。

| 事業の区分 | 事業の例 |
|--------------------------------|---|
| <p>1.地域特性、地域資源をいかしたまちづくり事業</p> | <p>地域の特徴や魅力をいかした取組、地域資源をいかしたまちづくり活動 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>マスコットキャラクターをスクールバスにラッピング</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>名立駅の利用促進や地域活性化に向けたまちづくり団体の活動</p> </div> </div> |
| <p>2.景観形成、生活環境の向上事業</p> | <p>町内の環境美化活動や景観整備の実施、地域内の啓発活動の実施 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>地域外から来訪する方へのおもてなしのための景観整備</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>大型看板や広報紙などの啓発活動により、あいさつ運動を推進</p> </div> </div> |
| <p>3.安全安心な地域づくり事業</p> | <p>自主防災組織や町内会などが行う安全安心なまちづくりのための活動への支援 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>安否確認の手段として非難完了旗を各世帯に配布</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>町内パトロール用の備品や啓発看板・防犯ステッカーなどを作成</p> </div> </div> |
| <p>4.健康・福祉の充実事業</p> | <p>地域内の健康・福祉の充実のための取組活動やイベントの実施 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>区内各地区でいきいきサロンを実施</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>住民福祉の促進や充実を目的に福祉フェスタを開催</p> </div> </div> |

| 事業の区分 | 事業の例 |
|-------------------------------|---|
| <p>5.教育・文化・スポーツ活動の振興事業</p> | <p>地域文化の伝承や活性化のための活動や、講座・発表会等の開催、地域内のスポーツの振興に取り組む活動 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>地域文化の伝承などのための講座や発表会の開催と祇園祭での演奏</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>家族と一緒にスポーツを楽しんでもらうためフットサル教室を開催</p> </div> </div> |
| <p>6.自然環境保全事業</p> | <p>地域の自然環境の新たな活用方法を探り地域活性化に繋げる活動 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>不動の水源地にある森林地帯の新たな活用方法を探るため、現地学習会等を開催</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>宇山の魅力を地域に発信するため、散策会を開催</p> </div> </div> |
| <p>7.地域特性、地域資源をいかした観光振興事業</p> | <p>名所旧跡などを掲載したガイドブックの作成、区内観光スポットの誘客促進に向けた取組 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>名所旧跡などを掲載した歴史ガイドブックの作成</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>市指定文化財の周辺整備</p> </div> </div> |
| <p>8.地域間等との交流事業</p> | <p>地域の自然や特色をいかした交流イベントの実施 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>雪を利用した交流イベントの実施</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>町内各戸にイルミネーションを設置し他地域からの交流を図る</p> </div> </div> |
| <p>9.その他、名立区の活性化につながる事業</p> | |

名立区に係る平成31年度の地域活動支援事業に係る採点票

1. 採点対象

| | |
|------|--|
| 事業名 | |
| 提案者名 | |

2. 採点内容

(1) 全市共通の審査基準

| 審査項目 | 審査基準 | 配点 | 採点欄 |
|------|--|----|-----|
| ①公益性 | <ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか 市の施策の方向性と合致しているか 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか | 5 | |
| ②必要性 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の実情や住民要望に対応したものか 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか 緊急性の高い提案事業であるか ほかの方法で代替できないものであるか | 5 | |
| ③実現性 | <ul style="list-style-type: none"> 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか 資金調達の規模や時期に無理はないか | 5 | |
| ④参加性 | <ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか | 5 | |
| ⑤発展性 | <ul style="list-style-type: none"> 新たな取組の視点はありますか 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか 助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか | 5 | |
| 合計 | | 25 | |

(2) 名立区独自の審査基準

| 審査項目 | 審査基準 | 配点 | 採点欄 |
|-----------------|---|----|-----|
| ①地域課題 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の課題についての認識はあるか | 5 | |
| ②地域特性・地域資源の視点 | <ul style="list-style-type: none"> 地域特性、地域資源が何か的確にとらえているか | 5 | |
| ③地域特性・地域資源の活用方法 | <ul style="list-style-type: none"> 地域特性、地域資源を有効に活用しているか | 5 | |
| ④事業効果 | <ul style="list-style-type: none"> この事業で何を期待するか 地域課題の解消につながるものか | 5 | |
| ⑤名立区の将来像 | <ul style="list-style-type: none"> 将来像とのつながりや整合性があるか | 5 | |
| 合計 | | 25 | |

* 採点は整数（0～5）で行ってください。

(3) その他特記事項

| |
|-------|
| (記載欄) |
|-------|